

様
様分



※この「保育料変更通知書」には、今回還付する金額自体は記載されておりませんのでご注意ください！

※還付金額につきましては各自計算された上でご確認ください。

※例えばこの通知書例の場合は・・・



変更前の保育料	—	変更後の保育料	=	今回還付する金額
① 33,000 円		② 9,240 円		23,760 円

保育料変更通知書 **今回はこの金額をお返しします。**

保育料について、次のとおり変更の決定をしましたので通知いたします。

認定者番号	0000000000
児童の氏名	出仲間太郎
生年月日	平成〇〇年 〇月〇〇日生
事業所名	出仲間こども園
変更後保育料月額	② 9,240 円 (変更前) ① 33,000 円 (5-1 全額)
変更適用月	令和 2年 4月
変更理由	新型コロナウイルスによる登園自粛のため
<p>1. 過納金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育料の変更により発生した過納金については、利用されている各施設によって取扱いが異なりますので、各施設へお尋ねください。 <p>2. 教示</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求について この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。）。 取消しの訴えの提起について この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴権公において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	